

山岡会長 皆様お揃いになりましたので、始めたいと思います。

それでは次第に従って進めさせていただきます。

その前に、今年度からの県の体制について、事務局から説明をお願いします。

事務局（法務文書課小谷補佐） 法務文書課の課長補佐の小谷と申します。法務文書課は新任職員なしになっております。公文書館の方は新任職員として、松島主事、山本会計年度任用職員です。簡単に自己紹介をお願いします。

《両名自己紹介》

事務局（法務文書課小谷補佐） 続いて、前回の委員会の議事の確認についてですが、事前に各委員の皆さんに議事概要及び議事録を送付し、趣旨や変換の誤りがないかチェックしていただいたものを【資料2】としています。

山岡会長 先ほどの事務局の説明に何かご質問等はありませんか。

各委員 （了承）

山岡会長 それでは議事録及び議事概要について、この内容で確定することとします。それでは次に報告、公文書管理委員会において「移管」の答申を受けた歴史公文書の誤廃棄後のファイル復元状況及び今後の取扱いについて、公文書館から説明をお願いします。

公文書館（宅間館長） 公文書館長の宅間です。よろしくお願いします。

それではお手元にお配りをしております、委員会資料と別建ての資料で、表紙に「公文書管理委員会において「移管」の答申を受けた歴史公文書の誤廃棄後のファイル復元状況及び今後の取扱いについて」と表題が付いた資料の方をご覧くださいと思います。

新聞やテレビで報道もありましたけれども、本年2月の公文書管理委員会において、歴史公文書に該当するものとして、答申を受けたもののうち、工業振興課が保管しておりました歴史公文書48冊のうち32冊について、2月下旬に工業振興課の担当職員が、廃棄する書類であるものと誤認をして、シュレッダーで処理をするという誤廃棄事案が発生をしたところです。

今回の誤廃棄された資料の一部は、委員の方々にも現物確認を行っていただいた上で、委員会として歴史公文書として移管すべきとご判断いただいたものでありましたので、公文書館としては非常に残念でありましたし、選別いただいた委員の皆様には大変申し訳ない思いでございます。

その後、工業振興課が2月県議会の商工農林水産委員会におきまして、この事案を報告した際に、議員から誤廃棄した公文書を復元するとともに、復元状況について、改めて委員会で報告をするよう要請を受けました。

そうした議会からの要請もあったことから、資料の「1 誤廃棄判明後の所属での復元状況」に記載しておりますように、工業振興課が復元作業を実施をいたしまして、誤廃棄をされた32冊中21冊が一定復元をされまして、4月に公文書館に提出されました。

また、4月に開かれました県議会の商工農林水産委員会において、工業振興課がこの復元状況について報告をしているところです。

資料を1枚おめくりいただきまして、A3の資料の1枚目です。

こちらの方には、関係先の文書の複写や電子ファイルからの印刷により、一定程度、復元された21冊のファイルの一覧、ファイル内容、復元された書類の内容をまとめた資料です。こちらをご覧くださいと思います。

いずれの書類も、関係先の資料の複写や所属内にありました電子ファイルからの印刷により、一定程度の復元はなされておりますけれども、中には作成から20年から40年以

上経過しているものもございまして、事案の詳細な経緯、構想が分かる資料が復元できなかったと思われるものもございました。

また、復元されたファイルには、移管の答申を受けた際のファイルの名称と、復元されたファイルにとじられた情報が大きく異なるものがありました。

こちらのA3の資料の真ん中の方にあります、No.10「土佐和紙第4次振興計画」というファイルがございまして。こちらの方にはファイル名にある振興計画の本体がとじられていたと思われそうですが、今回復元されたファイルにはそうした計画本体は復元をされておらず、計画に基づいて実施された補助金の申請書や実績報告書のみが復元をされている状況でございまして。

また、その資料の少し下、No.16「10～25 太平洋セメント(株)」についてですが、この資料には誤廃棄前に、公文書館の職員が確認した際には、土佐山鉦業所に関する資料、また、先日閉鎖が発表されました土佐工場発電所に関する書類がとじられておりましたが、復元後のファイルには、土佐山鉦業所に関する資料は復元をされておられません。

また、土佐工場発電所に関する資料の中には、ファイル名に10から25と書いているので、平成10年から平成25年というふうに考えられますが、ファイル名にはない、平成26年から30年度の資料がとじられておりました。ファイル名やこのファイルの作成年度と異なる内容がとじられているという状況でございまして。また、復元後のファイルには先ほど申し上げましたように、平成30年度の資料がとじられておりました。もし誤廃棄前のファイルにこの文書がとじられていたとするならば、選別を行った令和5年度時点においては、このファイルは保存期間が未満了であったということになります。

続きまして1枚おめくりいただきまして、3枚目のA3の資料に「関係先にも文書がなく復元ができなかったもの」の一覧です。復元ができなかったファイルは11ファイルです。「休廃止鉦山関係綴」など、当時の鉦山の状況が分かる資料、また、法人の設立や活動に関する文書、フォーラム開催の文書等が復元できませんでした。

このうち、旧廃止鉦山関係のつづりについては、この調査の報告先である国にも確認をしたものの、文書が存在をしなかったというふうにお伺いしています。

以上がファイルの復元に至る状況です。

それでは、1枚目のA4の資料にお戻りください。真ん中付近の「2 復元されたファイルの取扱いについて」をご覧くださいと思います。

まず「(1) 復元されたファイルの移管の考え方」についてです。

今回復元されたファイルについては私自身も確認しましたが、いずれも当時の状況が分かるような資料がとじられておったところです。

公文書館としましては、県の歴史的事実の記録である公文書等を保管し、県民の知的財産として後世に伝え、利用していただくという立場から、当時の状況が一部でも分かるものであれば、公文書館としては、基本的に復元されたファイルをそのまま移管することとしたいと考えています。移管に際しまして、記載しています二つのいずれかの取扱いとしたいと考えています。

まず①の復元されたファイルとファイル名が概ね一致する場合。大部分がこれに当たりますけれども、その場合は、そのファイルについては、復元され公文書館に提出されたファイルをそのまま移管するという取扱いとしたいと考えています。

一方、先ほど事例を二つ申し上げました、ファイルの名称と復元されたファイルにとじられた情報が大きく異なる二つのファイルがございましたけれども、こちらにつきましても、当時の状況が分かる資料ですから、公文書館としてはこうしたファイルについ

でも、移管をしたいというふうに考えておるんですけれども、移管として答申を受けたファイルの名称を、そのままの名称のままで移管をするということは、必ずしも適切ではないと考えています。

このため移管に際しては、②に記載しておりますとおり、復元した令和5年度に新たに作成をした1年保存の公文書ファイルとして、適切なファイル名に変更をした上で、変更後のファイル名によりまして、次年度、令和7年度に、移管元所属から改めて選別協議をしていただき、公文書管理委員会において移管等を判断していただくということとしたいと考えているところでございます。

次に、「(2) 復元されたファイルであることについての情報付加について」です。

公文書館としては、復元後のファイルは必ずしも当時の経緯等が全て復元されているとは考えにくいというふうに認識をしています。

このため、一般の利用者に対し、これらのファイルが復元されたものであるということを理解していただくために、一般の利用者が歴史公文書を利用する際に、必要なファイルを検索するためにご覧をいただく公開用目録というものがございます。公開用目録に復元されたことに関する情報、具体的には、誤廃棄等、復元に至る原因、誤廃棄された時期、復元時期に関する情報を追記することとしたいと考えています。

また、復元されたファイルにとじられた情報と、ファイル名称が大きく異なることによりまして、ファイルを変更した場合、こちらにつきましては、復元前のファイル名についての情報も併せて追記をしたいというふうに考えているところです。

これらの情報は、先ほど申し上げました公開用目録の中に「ファイル概要」というものがございます。こちらには、公文書館で保管している歴史公文書のファイルにとじられている文書の概要、どういう文書がとじられてるかといった文書の概要を記載しているんですけれども、こちらの方に情報を付記したいというふうに考えています。

今後についてです。今回このような歴史公文書の誤廃棄が発生したわけですが、今後こういったことが二度とないように、防止に努めるということは当然でありますけれども、今後万が一、移管の答申を受けた後に、こうした誤廃棄が発生した場合については、今回と同様の取扱いを行うこととしたいと考えています。

最後に、今回の誤廃棄事案を受けた県としての対応について簡単にご報告させていただきます。

委員の皆様の方の机の上に、1枚ペーパーを置かしていただいておりますが、令和6年3月18日に法務文書課の方から、総務部長名で各所属等に対して「公文書の誤廃棄及び紛失の防止について」と題した文書を発出しました。この通知において、公文書の廃棄の際には公文書管理委員会の答申結果との突合を確実に実施し、歴史公文書非該当との答申を受けた公文書以外は廃棄しないこと、また、公文書の誤廃棄や紛失のリスクが少ない電子化、電子決裁に積極的に取り組むこと等について、全職員に対して周知徹底を図るよう求めているところです。

また、法務文書課が新規採用職員でありますとか、チーフ等の階層別に実施しております職員研修においても、こうした内容の周知を図ることとしたところです。

また、歴史公文書を受け入れる側であります当館におきましても、公文書管理委員会において歴史公文書として答申を受けたファイルにつきまして、公文書館に移管する歴史公文書であることが分かるように、「移管」等と記載したシールを、対象となる所属の方に配布して、移管対象となるファイルの方に貼りつけていただくという措置をしていただくとともに、移管の際に必要となります段ボール、段ボールに入れて公文書館に

運び込んでいただくんですけれども、このダンボールを速やかに配布をすることとします。

さらに、当館に文書を搬入したのち、移管することとなった歴史公文書がしっかりと搬入されていることを当館の方で確認して、所属の方に連絡するまでは、各所属が行う公文書の廃棄作業を実施しないように求めるという取扱いにします。

また、公文書館の方で、主に知事部局を対象に実施をいたします公文書管理に関する監査がございます。こちらにおきましても、公文書の保管状況等について、実地や書面等で確認を行いまして、歴史公文書に限らず、公文書の誤廃棄につながりかねない文書の保管について改善に向けた指導を行って参るところでございます。こうした取り組みを通じまして歴史公文書の誤廃棄防止に努めて参りたいと考えています。

報告については以上です。よろしくお願いいたします。

山岡会長 公文書館長からの先ほどの報告について、ご意見ご質問はありませんか。

依田委員 今お話いただいた件については特に質問や意見はありません。それで、今後の提案をさせていただきたいと思っています。県の公文書管理のガイドラインというものをこの委員会の立ち上げたときに審議したと記憶していますが、そのガイドラインの関係です。

国も公文書のガイドラインがありまして、色々な問題が発生するたびにガイドラインを変えてきました。例えば、震災の会議の議事録を作っていなかったことが問題になったときには、政策決定の際には議事録を作るということをガイドラインに明記したということがあります。そこで、今回の再発防止策等を高知県のガイドラインに加えることによって少しでも再発防止になるのであれば、そのガイドラインを改正していただくともあると考えます。あと、ガイドラインができたのが5年ぐらい前なので、その後に国のガイドラインが幾つか変わっておりまして、高知県のガイドラインも、国のガイドラインを参考にしているので、その辺も考慮して、ガイドラインの改正をできるのであればやっていただきたいなと思ったところが1点です。あと、県の公文書管理規程の中に集中管理の推進というのがあると思うんですが、原課で1年持っていて、その後は秘密のものとか特に重要なものでなければ法務文書課で集中管理をしなさい、あるいは、30年保存のものは公文書館で集中管理しなさいということも書いているので、その辺の徹底を図ることによって散逸防止が図れるのではないかと思いますので、その辺も少し考えていただければと思ったところです。以上です。

山岡会長 はい。そういう前向きな方向でご検討いただけるということで。

事務局（法務文書課小谷補佐） かまいませんか。

山岡会長 はい。どうぞ。

事務局（法務文書課小谷補佐） ガイドラインですけれども、4年度から電子決裁も加わって、このガイドラインが公文書管理規程を枠内で書いていて、その説明があるという構造になっていますので、確かに依田委員のおっしゃるとおりです。ガイドラインも時間が経っていますので、変えることを検討していこうとは思っています。

2点目の集中管理の推進は公文書管理規程には当然ありますが、高知県庁は書庫が狭くて、なおかつ、2年度からはコロナの給付金関係の文書が結構あって、オーバーフローが迫ってるような状態ではあってですね。集中管理の方は当然推進していきますが、全部が受け入れはできないという状態にはなっております。以上です。

山岡会長 はい。この取扱いはよく考え抜かれてると思いますので、これに従って、よろしくお願いいたします。じゃあこれで了承ということでよろしゅうございますか。

各委員（了承）

山岡会長 はい。それでは議事に入ります。

【資料3】にありますとおり、公文書館長から令和6年6月26日付けで、当委員会に、条例第32条第2号の規定による保存期間が満了した公文書の公文書館への移管及び廃棄についての諮問がありました。事務局から説明をお願いします。

事務局（法務文書課小谷補佐） はい。今回審議いただくのは、前回までと同様に、保存期間が満了した施行日前公文書及び施行日後公文書を公文書館へ移管及び廃棄することについて、適当であるかご確認いただきたいと思います。

答申案につきましては、【資料5】として、前回の答申をベースに委員会として移管が適当、廃棄が適当とするものがあった場合の案を付けています。

なお、本日の審議により別紙1及び別紙2が決まって、前回と同様に各委員に答申案を示して、了承いただいた上で答申が決定されることとなります。

事前に送付させていただきましたお手元の保管公文書ファイル名目録の見出しの順番のとおり、後ほど、公文書館から各実施機関の保管公文書ファイル名目録について説明をさせていただきます。

山岡会長 それでは、議事の審議に戻ります。なお、移管・廃棄する公文書については、公文書管理委員会運営要領第8条第4項に基づき、渡部委員と依田委員を指名して、実施機関及び公文書館の選別が適当であるか、事前に歴史公文書該当性の確認をいただいております。

これから、各実施機関の保管公文書ファイル名目録について公文書館から説明をしていただきますが、各実施機関のファイル名目録の説明ごとにお二人から報告をお願いしたいと思います。それでは、公文書館から説明をお願いします。

公文書館 本日の委員会で審議いただくファイルは合計55,582冊となっています。10センチファイルが2冊を短い期間でチェックしていただきありがとうございました。

うち、当館で移管と判断した公文書ファイルは、2,364冊となっております。

本日お渡しした資料のうち、資料4は、各実施機関と公文書館とで協議した後においても、一次選別と二次選別の結果が異なる公文書ファイルの一覧です。すみません、ページ番号とナンバーが間違っていたところがあったので訂正ですが、資料4の一番最初の1／6ページの10番、子育て支援課ですが、ページ数が119となっておりますが201の間違いで、ナンバーが110ではなくて119になります。すみません。

これが一次選別と二次選別の結果の意見が相違しているものが6ページ両面でありまして、その次に「削除ファイル一覧」ということで、所属からこの委員会資料を印刷した後に選別対象外であるとか、あと、業務で使用する可能性があって延長したいという申し出からこの諮問対象から外すというもの、それから、現物確認の過程で確認に時間を要するということから目録一式を諮問対象から外すことになったもの等が削除ファイルです。

最後にありますのが「修正ファイル一覧」で、ファイル名から公文書館が移管と判断していたものの、所属の最終一次選別を受けて現物確認した結果、廃棄と二次選別を修正したもの、それからファイル名の修正等があります。

これに従って、所属ごとの二次選別結果についてご説明させていただきます。

限られた時間ですので、施行日前の本庁所属保管が中心となっておりますが、そこを中心に説明をしていきたいと思います。

それでは早速ですが、後ろに「施行日前（本庁・出先）」と書いてあるこの10センチ

ファイルのうち33ページから説明をしていきたいと思います。

33ページが移住促進課になります。33ページの41番「平成30年度二段階移住・れんけいこうち広域都市圏構想」というのがあるんですけども、この二段階移住というのは、すぐに田舎暮らしを始めるのではなく、まずは第1ステップで、比較的都市部の高知市に移住滞在し、そこを拠点に、高知県内を巡って自分に合った場所を見つけた後、第2ステップで最終的な移住先を決めるという仕組みで、このステップ移住の開始初年度の文書ということで、この、41番については移管としました。

続いて、ページをめくっていただいて35ページの69番「H30移住実績（市町村）」。

こちらは意見相違があったファイルです。庁内の市町村の移住実績はなかったんですけども、市町村の受入体制とかが分かるということで、当館は移管としておりますが、これについては後程、委員の方から説明があります。

続きまして、少し飛びますが、89ページをお願いします。市町村振興課です。

12番と13番に「町村会・町村議会議長会」というファイル、それから「市長会・市議会議長会」というのがあります。内容確認をしましたところ、これらの町村会それから市長会等に関する各部局の議題等を取りまとめた文書であり、市町村振興課で全ての部局の分をまとめているので、移管としました。

続きまして、101ページをお願いします。危機管理・防災課です。68番に「平成30年7月豪雨災害状況」があります。こちらは平成30年の7月の豪雨で、本県の基幹道路である高知自動車道上り線、立川トンネル手前の立川橋が土砂崩れによって流されるという災害が発生し、安芸市に災害救助法が適用される等、大きな被害をもたらしました。

この災害に関するもので、平成30年度作成、それから5年保存である文書が、今回この危機管理以外にも全庁的に諮問対象となっており、これら以外の課におきましても、選別に当たって、注意深くチェックをしたところですよ。当該ファイル「災害状況」以外にも、次のページの102ページ76番、77番にも、災害対策本部の動きが分かる文書があり、県内の災害状況が分かるものとして、こちらを幅広く移管としています。

続きまして、128ページをお願いします。保健政策課になります。30番から38番にかけて叙勲それから褒章に関する文書がありますが、こちらは人事課が知事部局の取りまとめを行っており、そちらに功績調書等も含めた、受賞者の情報等全て全所属分がとじられていることを確認しましたので、そちらを移管とし、この保健政策課の分は廃棄としました。また、この課は健康政策部の主管課になるんですけども、日本一の長寿県構想、それから健康増進計画、よさこい健康プラン21や保健医療計画や医療関係者向けの災害訓練等、健康政策部の主要な計画や事業に関するファイルを移管としています。

134ページを開いていただきまして、134ページの124番から全て移管になっているんですけども、こちらは所属に長年保管されていた、昭和20年代から本県が実施した保健婦駐在制に関する貴重な資料や制度廃止後の地域保健の行政の推移が分かる重要な文書となります。これら全てを移管とし、来月中旬から実施する当館の企画展示で公開する予定となっています。

続いて159ページをお願いします。在宅療養推進課になります。この在宅療養推進課は、令和3年度に高齢者福祉課に設置されていた地域包括ケア認知症施策推進室から独立し、高知版の地域包括ケアシステムの構築に向けて、医療と介護の連携を強化し、在宅療養体制の充実に向けて取組を強化するという目的で設置された課です。

そのため、この課の主要な施策である、この1番から5番に出てくる、地域包括ケアシステムに関するファイルは、医療介護福祉サービスの地域資源のネットワークをつな

ぐ重要な位置付けとみなし、これに関連する文書は移管と判断しました。ちょっと意見が相違しておりますが、館としては移管と考えております。

続きまして、193ページをお願いします。子育て支援課です。

子育て支援課も、所管する業務が組織の改編が非常に大きくありまして、そのたびに幅広くなってきたんですが、この子育て支援課が所管している業務というのは、主なものとして少子化対策に関すること、出会い・結婚支援に関すること、母子保健に関すること、子育て支援に関すること等です。それで3番に「結婚新生活支援事業費補助金」というのがあるんですけども、こちらは経済的理由等で結婚に踏み出せない低所得者を対象に、結婚に伴う新生活を経済的に支援していこうという事業で新たに開始したもので、各市町村に補助をするんですけども、自治体を支援することで婚姻数の増加につなげようというものです。ファイル内容にも記載しておりますが市町村ごとの実施状況や実績、事後評価等が分かる文書であり、移管としました。

続きましてその次のページをめくっていただいて、194ページ。こちらの一番下の段に、23番から子ども（こども）条例に関するファイルが多数出てきます。この23番以降ずっと子ども（こども）条例に関連するファイルが多数出てくるんですけど、この子ども（こども）条例というのは、平成16年に全国の都道府県の中で最も早く高知県が制定をし、その後平成25年に議員提案により全部改正され、現在の高知県子ども条例となりました。

今回この目録に掲載されているファイルというのは、平成16年の制定当時のこども条例の制定に至るまでの過程が分かるファイルが多くあります。また、子ども（こども）条例の目的を実現していくために必要となる事項を調査し、審議を行うこと、それから子供の環境づくりの推進計画の作成や変更、それに基づいて県が実施する取組等、知事に対して意見を述べることを目的として設置されている、27番以降に「子ども（こども）の環境づくり推進計画委員会」というのがあるんですけども、そういった条例に関連して設置された委員会、それから計画等が非常に重要であるということで、関連する文書は全て移管と判断しています。

続きまして同じ子育て支援課で198ページになります。これも一番下の段の82番に「『妊婦一般健康診査実施の手引き』作成関係」というファイルがあります。

これは平成24年以降、県内で切迫早産が急増し、新生児集中治療室NICUが恒常的に満床状態となった事態を受けて、早産防止のために、妊婦健診の検査項目に細菌培養検査と子宮頸管長の測定を新たに追加したときの文書になります。

当初、所属が、手引書の完成版は別ファイルとして保管して、それを移管するという事で、こちら廃棄としていたんですけども、この後に、完成版のファイルは別で保管して常用として使用するという申し出があったので、今回廃棄とするこの当該ファイルについて判断を変更する必要があるということで、これについて、依田委員から後程説明をお願いしたいと思います。

続きまして、201ページ、同じ子育て支援課で、先ほど意見相違でページの番号が誤っていた119番「HP市町村における乳幼児等医療費助成制度の実施状況」についてのファイルです。この乳幼児医療に対する医療費助成制度について、高知県では現在6歳までの乳幼児医療費の自己負担額の半分を市町村に対して助成をしています。

小学校就学後につきましては、各市町村で上乘せ的に支援をしており、令和6年度には県内全ての市町村が、義務教育期間の医療費の無償制度を導入する見込みです。

そして高校3年生まで、18歳までの無償化は、現在もう20以上の自治体になる見込み

で、このように市町村の助成対象の拡大していく経緯というのが分かる文書として、当館は移管と判断していますが、所属はホームページに掲載し、過年度も廃棄しているということで、廃棄ということで、意見が相違しているところです。

続きまして、251ページをお願いします。産業政策課、旧計画推進課です。

こちらの所属は、県の主要施策である産業振興計画を所管しており、計画に関連する文書を全て移管としています。

14番からページをめくっていただき、252ページの23番にかけて「土佐まるごと立志塾」という言葉が出てくるんですけども、こちらは、県の職員と市町村の職員が産業振興について学び合う研修の場として、平成25年度からスタートしました。

ここでは地域産業政策の専門講師から実践事例等を学んで、地域おこし協力隊でありますとか地域支援企画員を中心とした受講生がネットワークを築く場としても活用されており、こちらで受講した内容の成果としてまとめられた冊子を移管としています。

続いて257ページ、同じ産業政策課ですが、257ページの98番以降に「地域産業クラスター」という言葉がいくつか出てくるんですが、こちらは地域に根差した産業を核とした産業の集積、クラスターを推進していくということで、農業、林業、水産業の分野でそれぞれクラスタープロジェクトを17、それぞれの地域別に分けて、農林水の分野でクラスタープロジェクトを進めていくというものです。こちらも、地域アクションプランという産業振興計画の中で位置付けられた、地域別のアクションプランのものと一体的に推進をされているということから、重要な文書と認識し、移管と判断しました。

続きまして、307ページ。観光政策課です。観光政策課についてですけども、こちらでも諮問するファイルの数が非常に多かったんですが、1番から56番にかけて県有地に関するファイルが出てくるんですけども、その中にグリーンピア土佐横浪とかグリーンピアという言葉が出てくると思うんですが、内容確認して、一時的な目的外使用許可、それから貸付けに関するもの、不動産の鑑定や測量に関するものは廃棄と考えました。

中でも特に重視したのが、先ほどちょっと触れた昭和62年に開業した「グリーンピア土佐横浪」は、大規模年金保養基地「グリーンピア」の中で、「竜(りゅう)基地」が土佐市の宇佐町に設置され、「光松(みつまつ)基地」は須崎市の浦ノ内の2か所に、2か所に分かれて建設された事例は全国でも珍しかったのですけれども、その後「竜基地」は平成12年に明德義塾中学高等学校に売却されました。

そういった県有地のその過程、「グリーンピア土佐横浪」に関する重要な文書というのは移管としています。

この一連の経緯が分かるものが移管と考え、それ以外の一時的な貸付けでありますとか、不動産の鑑定とか測量に関するものは廃棄と考えました。

続いて、同じ観光政策課で319ページをお願いします。こちらにも、先ほどちょっと説明した166番から平成30年の7月豪雨に関連する文書が出てきます。

166番から171番にかけて、風評被害の影響の排除等に向けて、地域観光の支援をするということで、旅行者が宿泊する際にかかる費用の一部又は全部の補助を行う。それから被害地域のボランティア活動者の宿泊費用を補助する等の事業が、災害救助法適用府県等を対象として緊急に制定された際の補助金です。

こちらでも観光業界における平成30年豪雨の影響等が読み取れる文書として移管と判断しました。

続きまして386ページをお願いします。環境農業推進課です。こちらの所属は、出先機関に各農業振興センターというのがありますが、主にこの農業振興センター

の農業改良普及課、それからセンターでの取組を「こうち農業ネット」で紹介する等、一番メインとしては農業技術の普及やその実績の公表それから普及指導員の養成等を所管している課になっています。そういった点からも19番と20番に「外部評価事前資料」それから「外部評価」というファイルがあるんですけども、こちらのファイル内容にも記載しているんですが、農業振興センターの普及指導の状況が分かる、それからどういったことに取り組んでいるかというのが分かるということから移管と判断しました。

続きまして、418ページ。農産物マーケティング戦略課にいきます。こちら86番からイニシャルになってるので、ファイル内容を見たら想像できると思うんですけども、86番から101番にかけて、しょうがの原産地表示の偽装、それに関する指導等のファイルがあります。その年度やそれからそのファイルの内容によって指導の有無等、内容が少し若干異なる点もあるんですけども、これらに関しましては、一連の関連文書を全て移管と考えました。

この原産地偽装に関するもの以外にこちらでは、次ページめくっていただいて、420ページ。116番、一番下の段にあるファイル「高知市中央卸売場市場」という県内の卸売市場に関する文書がこの116番以降に多数出てきますが、結構古い年度のものもあつたんですけども、市場の許認可に関するもの、それから県全体の様子のが分かる計画や調査に関するもの、審議会に関するものを移管とし、変更届等に関しては、廃棄と考えました。

続きまして598ページをお願いします。水産業振興課になります。24番と25番に「高知県人工種苗養殖技術開発委託業務」ということで、こちら、当初意見が相違していたんですけども、養殖でのクロマグロの技術の開発を行おうとしましたが、実際に現物確認をすると、当初から施行中止となったということはファイル内容で確認はしていたんですけども、施行中止になったことも含めて、そういった経緯が分かるものであれば、移管としようということで、当初移管と考えていたんですが、実際にファイルを見てみると、中止となった事実でその実績、そこまでの経緯等も含まれておらず、二次選別の結果を廃棄というふうに公文書館としても修正をしたというところです。

続きまして、同じく二次選別の結果の修正という点で、618ページ。土木政策課になります。170番に「平成30年度 議会関係① 土木政策課」とあります。こちら土木部の主管課として部内の議会資料を取りまとめたものと考え、当初移管と判断していましたが、実際に現物確認をしてみると、土木政策課のみの文書であった、部内の他課の分が含まれていなかったものだったので、こちらは二次選別結果を廃棄というふうに修正しました。修正の一覧の中にも記載しております。

同じ土木政策課で627ページの317番に「H30年 高知県建設業協会」というファイルがあります。こちらは県内の建設業者で構成された一般社団法人の団体であり、このファイルには、県との意見交換会や勉強会の資料等が含まれています。

所属は定例的な会議であり廃棄というふうに判断していますが、当館は当時の建設業界の状況が分かる、県と民間の団体、民間の企業の建設業界の様子が分かる文書として移管と判断しました。

以上この施行日前の本庁としては11,231冊、うち移管と判断したファイルは1,590冊になります。ご審議をお願いします。

山岡会長 それでは、渡部委員、依田委員ご意見をお願いします。

渡部委員 それでは報告いたします。まず最初に、一次選別と二次選別の結果が相違しているファイル、二次選別の結果をまた修正をしたというファイル一覧がございます

けれども、これにつきましては、現物等を見せていただきましたが、特に異論がないというのをまず、ご報告を申し上げておきます。

その上で廃棄になっているものの中で、残してはいかがかということを幾つか申し上げます。

まず、28ページの18番「自由民主党過疎対策特別委員会高知県視察・意見交換会」というものであります。これは自民党の過疎化関係の大物の議員さん達が来たものでありまして、大豊町や本山町を視察をしており、それに合わせて提示するデータを集めたものでありまして、自民党という一つの政党に対するものでございますけれども、かなり詳細なものがあり、交わされた会話の議事録も付いておりまして、これは今後の過疎化問題を考えるに当たっても重要なものではなかろうかと思ひまして、廃棄になっておりますけれども、移管ということで提案をいたします。

その次が207ページの205番「土佐の教育改革」です。これは平成9年から始まった改革で、平成14年から2期目が始まっていて、このファイルの平成18年度は2期目の最終年度です。

一番最初のこの文書のところに「最終年度につき、総括的な視点を持って、事に当たるように」ということが書かれていて、それに基づいて実に様々なものがとじられています。これは教育政策課が主に進める改革でありますけれども、これも取っておいたほうがいいかと思いました。

三つ目が253ページ37番です。これは立志塾の関係です。立志塾については論集が出たりはするのですが、この平成29年というのが立志塾の最終年度に当たりまして、ここでの受講生がまとめたもの、あるいはその過程を示すものがここにとじられています。特に市町村の職員がまとめたものにつきましては、各町村の課題、そしてそれに対する解決策というのが、細かくまとめられておりまして、これは立志塾の問題でもあり、また町村の課題もよく分かるものとして残してはいかがかと思いました。

次が260ページの137番「高知県産業振興アドバイザー指導・実績報告書」です。

これは平成21年度から始まった事業でありますけれども、実はあまり報告書が残っておりませんので、この平成23年度に作られたものが最古のものになりそうです。

これは、様々な産業振興関係の提案についてアドバイザーが助言をして、それに基づいてまた次の手を打とうということでありまして、相当数のものがとじられていますので、今後の参考になる。こういう事業が行われたということの具体的な証拠になると思いますのでこれは取っておいたほうがいいかと思いました。

次に、336ページの404番に「日本遺産関係」ということで、四国遍路がございます。

平成27年のものでありますけれども、この年に四国遍路が日本遺産に認定をされて、その後これをどう展開をするかということが話し合われて、その関係の資料がとじられていますので、四国遍路の日本遺産からその先にかけての、出発点資料としてこれは重要かと思いました。

その次が354ページの46番に「平成30年度 7月豪雨災害への対応」というのがあります。これは先ほど事務局から説明がありましたように、平成30年度にかなりの被害が発生しましたが、残される資料は主に土木関係の大きな災害に関係するものです。規模で言うと46番のファイルというのは規模は小さいんですけれども、担当が農業政策課というところでありまして、規模は小さいけれども農業にとってはかなり重要な災害であろうと思いますし、また、関係の写真も大変多く残されておりますので、これは農業面での平成30年度被害の一つの証拠として残してはいかがかと思います。

それと504ページの61番「森林組合一斉調査」というのがあります。これは林野庁が調査をしたものの対応ですけれども、それぞれの森林組合の組合員、収益、あるいは苗木の数あるいは肥料の問題あるいはしいたけの収穫量等々、様々なデータがまとめられ、それをCDを付してまとめているものです。これは各森林組合の経営状態が分かる話でありまして、残すことは必要でしょうけれども、取扱いについてはかなり注意を要すると思います。公開についてはそれなりの限定をしながらの公開になるかと思いますが、データとしては極めて重要なものだと思いますので、取っておいてはいかがかと思います。といいますのも、国に出すデータよりも、より詳しいものを県としてまとめたという段階がありまして、そういう面では、県が把握した情報というのがここにまとめられているということで残してはいかがかと思います。

その次が551ページ。これは一昨年から入っておりますけれども、川の問題で、ことに物部川の問題というのは、水利用や汚染の問題等、物部川は課題が多い川として、国も県も地元も協議会を作って、改良を協議されてるところですので、物部川関係というのは、できるだけ残しておいた方がいいという立場で、幾つか提案をします。

まず、551ページの124番「物部川関連資料／会議録」というもの。引き続きまして、555ページ173番の「物部川」。これも様々な資料がとじられたものです。

それと563ページの300番に平成16年から17年の物部川関係の保全計画資料が全部とじられておりますし、さらに、564ページの318番。これも物部川という背表紙が付いていて、関係資料が多くとじられていました。

そして568ページの371番。これも物部川の流域の保全関係の報告書等がとじられています。以上数冊ございますけれども、これらが物部川関係の実態そしてそれを巡る課題、そしてそれに対する様々な協議というのが、これらをそろえると網羅的に把握できるということでぜひこれは残していただきたいと思いました。

それともう一つ、787ページの75番「漁港区域変更協議」というのがありまして、港の範囲を拡張したり変更したりするものでありまして、野根港から沖の島（漁港）、安田（漁港）とか、鈴（漁港）だとか、高知県内の港の変容というのがよく分かるものです。大規模工事という訳ではないんですけれども、港のあり方が変わっていくということで、海に面した高知県では気にしながら残してはいかがかと思いますし、また、港の絵図関係が多くとじられていますので、これは残しておいてもらいたいと思いました。

以上が本庁に関係するものであります。以上です。

山岡会長 依田委員お願いします。

依田委員 それでは私から何点か報告します。まず20ページの52番ですが、これについては、次期の庁内クラウドの整備委託事業ということで、現物を見たところ、担当課の意見というのがあって「決裁も何もない手持資料」ということなんですけども、決裁がなくても移管にはなるので、それは関係なく見たところなんです。この52番と55番がその次期クラウドの関係の資料で、似たようなものがファイルされておりまして、両方見たんですけれども、55番の方がしっかり整理している文書だったんです。52番は業者から受け取った毎月のレポートが付いているだけだったので、これは移管にする必要がない、廃棄でいいのではないかと思ったところです。

次が、同じデジタル政策課の21ページの78番。これについては、県の情報通信基盤整備事業の関係の補助金の交付要綱で、最初の交付要綱を決めたときのものなので、これは移管の方がいいと思ったところです。

次が25ページの135番「高度情報通信網整備促進事業」。これについては、委託した事

業なんです、しっかりした報告書とか詳細な事業報告が付いておりましたので、これは移管でいいのかなと思ったところです。

次が31ページの7番「政策提言（移住関係）」というのですが、中を見たところ、知事の発言やコメントがあったり、東京に行って大臣に面会した記録とかもつづられていたので、これは移管でいいのかなと思ったところです。

次が34ページの48番「高知県移住促進プロジェクト」。これについては中を見たところ、勉強資料のような感じがしまして、その実施機関が言うとおりで勉強会の内容報告ということで、職員が勉強した資料があるように見えたので、移管には及ばないのではないかなと思ったところです。

35ページの69番「移住実績」ということで、中を見たところ、これも実施機関の言うとおりで調査を依頼しただけの文書で、実績は全くファイルされていなかったもので、これは廃棄でいいと思います。

次が64ページをお願いします。64ページ、人事課の「主要な施策の成果の概要」。これについては昭和49年から平成5年までのものが付いていて、人事課が言うには、財政課が作成している冊子の写しということだったんですが、昭和49年から平成5年というものは既に財政課にはなさそうだということで、他にあればということで、今回出てきた人事課のものを移管ということが適当ではないかと思ったところです。これは意見が相違しているものです。

次が159ページ。これの1番から5番まで、先ほど公文書館から説明したとおり、これは公文書館の意見が適当だと考えたところです。

次が198ページの82番。一番下の方ですけれども、先ほど説明があったんですが、これについては、実施機関では完成版を移管するということですが、完成版は移管されないということなので、これを移管しようということで、これは移管が適当だと考えたところです。

次は201ページ119番。これも意見が相違しているものですが、公文書館の意見が適当だと思います。

次が213ページの276番「子ども条例記念フォーラム」。フォーラムの報告書が付いていますので、これは移管が適当だと考えております。

次が233ページの5番。これも意見が相違しているものですが、中身を見たところ、確かに公文書館の言うとおりでということなので、公文書館の意見が適当だと考えております。

次は257ページの97番に「フォローアップ会議 第2回 HP掲載」とありますが、前のページの82番のところを見ると、同じ「フォローアップ会議第2回」となっておりまして、同じものかなと思って、ホームページ掲載の方、97番の方はいらないかなと見たところなんです、この97番には議事概要とかが結構付いておりまして、この82番の方にはあまり付いてなくて、82番の方はもうちょっと細かい資料とかも付いているので、これを二つ合わせて移管したほうがいいと思ったところで、82番は移管なので97番も合わせて移管するのが適当だと考えております。

次が316ページの128番。旅行業法の関係ですけれども、そのファイル名に「(条例改正含む)」とありまして、ファイル名にあるからには中にあるのではないかと見たところ、実際に条例の議案の審議付託とかも決裁が付いていましたので、これについては、移管が適当だったところなんです。

次が321ページの194番「観光大使」というものです。その一つ上が「観光特使」とい

うもので、「観光特使」が移管で、「観光大使」が廃棄になっていたので、中身を見たところ、「観光大使」、こちらには観光大使の新設とか観光大使を任命するに当たって色々検討した資料とかが付いておりまして、「観光大使」は移管の方が適当だと考えてるところです。

「観光特使再任」というファイルを見ましたけれども、再任ということで再任を受けるか受けないという資料が付いていたので、こちらが移管なら「観光大使」も移管の方が適当だと思ったところです。

最後に779ページの11番。一番下ですが、中身を見たところ、補助金の要綱の改正とか結構大きな改正が入っていきまして、過去に一度も移管されたこともないようなので、これについて、この時点で移管をしておくのが適当だと思ったところです。以上です。

山岡会長 はい。それでは順次、検討していきます。

最初が20ページの52番。先ほどのお話ですと、手持資料だということではないかという依田委員の意見ですが、どうでしょうか。公文書館としてはどうですか。そういう指摘を改めて受けて、やはり残したいということでしょうか。廃棄でも構わないということでしょうか。そういう意見であればということですかね。

公文書館 はい。

山岡会長 これは実施機関の見解を採用して廃棄とします。

各委員 (了承)

山岡会長 次が21ページの78番。要綱となってるから、要綱が入っている場合は基本的には残すということになろうかと思えますので。これは残すということによろしゅうございますかね。

各委員 (了承)

山岡会長 次が25ページ135番。現物をご覧になられると、かなりしっかりした報告書が入っているということですから、これは残すということにしたいと思います。

各委員 (了承)

山岡会長 次が28ページの18番。これは自民党という一つの政党なんだけど、かなり踏み込んで、しかも、かなり大物の政治家の方も来ておられてというところなので、過疎対策としての資料としては貴重なのではないかというご意見ですが、そういう形で残すということによろしゅうございますかね。

各委員 (了承)

山岡会長 はい。次が31ページ7番「(移住関係)」。政策提言とかあるいは知事、大臣との面会とか、かなり、そういう点では重要な資料ではないかというご指摘ですが、これも残すということで、はい。よろしいですかね。

各委員 (了承)

山岡会長 はい。次が34ページ48番。これは中身を見ると、勉強会の資料だから、それと会議の内容の報告文書ということで、これはいらないのではないかというご意見ですが、どうですかね。よろしいですか。

各委員 (了承)

山岡会長 はい。では廃棄ということで。次が35ページ69番。これは依頼であって実績の話ではないということなので、依頼だけならそれほど残さなくてもいいのではないかということで廃棄でよろしいですかね。

各委員 (了承)

山岡会長 次が64ページ93番。財政課があるからという話ですが、さっきの話ですと

財政課にはないということですから、これは残さないで大変ということで残しましょう。

次が159ページ1番から5番。これは依田委員も残した方がいいというご意見ですので、これは残すということにしましょう。

次が198ページ82番。これは、妊婦の一般検診の手引きの完成版を移管予定ではなく、残すんですかね。

公文書館 はい。

山岡会長 はい。これは残すということにしましょう。

次が201ページ119番。これは移管することにいたしましょう。

207ページ205番「土佐の教育改革」。資料として貴重ではないかということで、これは残すということにしましょう。

次が213ページ276番。子ども（こども）条例というのは当時でいうと橋本知事がかなり力を入れて作ったもので、その後当初のものとは変わってきてるんですが、報告書も付いているということなので歴史的価値がありそうですね。残しましょう。

233ページ5番、これは残すべきであるということなので、これについては残すということによろしゅうございますかね。

次が253ページ37番。立志塾というのは記憶にないんですけど、どんな事業ですか。

渡部委員 何か色々な課題を設定して、それにアドバイザーの方達と協議をしながら一つの企画を立ち上げるということでしたね。現場の人もあるし、行政の人を入れて、特にこの最終年度で半分以上が行政の人が鳥獣対策をどうするかということで、企画を作って提出するということです。

山岡会長 最終年度だということもありますのでこれは残すということによろしゅうございますかね。

各委員 （了承）

山岡会長 次が257ページ97番。82番が残すので、それと合わせて残すべきだということで、これを残すということによろしゅうございますね。

次が260ページ137番。産業振興アドバイザー。平成21年から始まっているけれども、21年からの資料はないので、資料として一番古いものだというご指摘ですから、実際始まったときの資料と考えれば、残すべきでしょうね。はい。

次が316ページ128番。条例改正が含まれているということで、条例改正が含まれてるんだから残すべきだと。こういうご意見ですから、これは残すということにしましょう。

次が321ページ194番。観光大使と観光特使はどう違うんですかね。

依田委員 大使の方が偉いようです。

山岡会長 そうか特使は臨時に行くから？

依田委員 特使は大勢いるようです。

山岡会長 なるほど。それなら特使を残して大使を残さないということはないですから、これは残すということにいたしましょう。

次が336ページ404番「日本遺産関係（四国遍路）」。日本遺産になって、それを出発点にしてどうしようという資料なので、これは残すべきだというご意見ですので、これは残したいと思います。

それから、次が354ページ46番。規模は小さいけれども、こういう農業面であるということ、写真が付いているということですから。写真とか図面が付いていると、何となく捨てがたいというのは共感いたしますので、これは残しましょう。

次が504ページ61番「森林組合一斉調査」。林野庁が実施するというだけけれども、

林野庁に報告するだけでなく他の内容も含まれているし、大体森林組合とか林道とか結構資料少ないんですよ。農協とか農道はかなりあるけれども、割と林道は資料が少ないので、文献もあまりないので、こういうものは残した方がいいです。残しましょう。

それから、物部川に関して551ページ124番、555ページ173番、563ページ300番、564ページ318番、568ページ371番。

最近は仁淀川一色ですけども、それと関連して物部川も資料として残した方がいいというご意見です。前回もそういうお話がありましたよね。

渡部委員 そうですね。

山岡会長 物部川関係は割と重視して残した方がいいと。

渡部委員 はい。

福島副会長 550ページ116番「平成16年 物部川関係」。こちらはどうでしょうね。先ほど触れられなかったと思うんですけども。

山岡会長 残すことができるなら残しましょう。

渡部委員 そうですね。

山岡会長 はい。ご指摘がありましたので、550ページの116番を合わせて残すということにしましょう。

次が779ページ11番。補助金の要綱の改正が含まれているということで、これを残すことにしましょう。

次が787ページ75番「漁港区域変更協議」。絵図が入っているということで、これも残すということで、以上ですか？

「一次選別と二次選別の結果が相違しているファイル一覧」の16、17、18は意見が相違していますが、報告が抜けていたように思いますが。

依田委員 私からよろしいですか。

山岡会長 はい。お願いします。

依田委員 それも詳しく内容を見て、現物を確認したのですけれども、公文書館の意見どおりで問題ありません。

山岡会長 788ページ97番、789ページ98番、790ページ110番は、ご意見どおり移管ということにしましょう。

公文書館 すみません。依田委員に確認なんですけれど、まず257ページ99番。産業政策課の「H28クラスター関係」は。

依田委員 他の前後のクラスター関係が全て移管になっているので、この中村だけ廃棄になる理由を調べていただきたいということで、回答をもらうのを忘れていて、その結果を教えていただきたいと思います。

公文書館 失礼します。「クラスター関係（中村）」とありますが、その後ろの103番「クラスタープロジェクト」。この土佐清水と地域の違うものになります。同じような土佐清水のもの、中村のものというのがあるんですけど、この中村のものは中村関係だけでなくその他のクラスター関係全体に関わる部長会議等も入っているので、もしよろしければ、移管に変えさせていただければと思います。

依田委員 そういうことであれば、移管でお願いしたいと思います。

山岡会長 はい。

公文書館 すみません。

山岡会長 どうぞ。

公文書館 もう一点確認ですけども、333ページ355番「協議会⑩一志国高知幕末維

新博関係会則・その他規程類の整備」。これは事務処理規程の制定ということですか。

依田委員 それについても回答をもらうことを忘れていたので、この場で回答いただけたらと思います。

公文書館 やはり事務処理規程の制定ということで移管。

(公文書管理規程別表第2の) 1番ですか。

依田委員 それをお願いします。

(注) 当該公文書ファイルは、答申の別表を精査した際に、移管理由を「志国高知幕末維新博における事務処理規程の制定等に関する文書であり、高知県公文書管理規程別表第2の23に該当」とした。

山岡会長 以上二つは移管ということにさせていただきます。

各委員 (了承)

山岡会長 後は抜けているところはないですかね。はい。

次が知事本庁、出先、公営企業局、教育委員会、行政委員会に移ります。

公文書館(宅間館長) 資料4の「一次選別と二次選別の結果が相違しているファイル一覧」の中の12番、13番、14番ですか。15番は穴内の関係なので移管でいいですが、こちらの方はいかがでしょうか。

山岡会長 これも依田委員のご意見? 369ページ32番。

依田委員 はい。私も確認したところ369ページ32番。これについては、公文書館の言うとおりで移管で問題ありません。

山岡会長 これは移管。それから次が594ページ24番。

依田委員 はい。594ページ24番「T A C 関係」。これについても公文書館の言うとおりで、私と同じで結構です。

山岡会長 はい。これも移管ということで。

次が627ページ317番。

依田委員 はい。627ページ317番。これも公文書館の意見どおりで結構です。

山岡会長 はい。これも移管とします。

次が788ページ96番「防潮堤」。これ一緒ですね。

依田委員 788ページ96、97、98、790ページの110。ここまで移管です。

山岡会長 はい。それで抜けはないですかね。

各委員 (了承)

山岡会長 はい。次に移りたいと思います。お願いします。

公文書館 はい。施行日前の知事部局の出先機関の選別結果についてご説明します。

843ページをお願いします。安芸県税事務所です。10番と11番に県議会の総務委員会のファイルがあり、出先機関調査に関する文書として、いずれも移管としておりましたが、現物確認をしてみると、11番の平成30年度の分は、他の県税事務所が調査該当となり、その際の概要記録のみがとじられて、それを所内で供覧したという文書だったので、こちらは二次選別結果を廃棄というふうに修正をしました。

続いて865ページをお願いします。中央東県税事務所です。こちら先ほどと同じく「総務委員出先機関調査」というファイルが48番から51番まであるんですけども、このうち49番、平成28年度の分と、51番の平成30年度の分のファイルは、安芸県税同様、中央西県税で実施された出先機関調査の概要についての供覧文書であり、廃棄と修正を

してまいります。

続いて955ページをお願いします。安芸福祉保健所です。47番、昨年度も同じときに意見の相違があったんですけど、日本一の長寿県構想、安芸地域推進協議会というところなんですけれども、こちらは所属は「担当者の手持ち資料です」と、前ページ、954ページ23番に同じタイトルであるんですけども、そちらの方を移管とするため、この47番の方は廃棄というふうに意見が相違していました。実際に現物確認をしますと、とじられている文書が23番と47番ではまた異なっており、違う内容の文書も含まれていたため、公文書館としましては、両方とも23番も47番も移管というふうに考えています。

続きまして、少し飛びますが1,272ページの紙産業技術センターになります。こちら83番から105番まで、割と古い平成の初期の頃からの紙産業技術センターの発行した当初からの報告が出てきましたので、こちらを全て移管としています。

続いて、1,274ページ110番からは、紙の製造、それからこちら特有の技術に関する特許の文書がかなり多く今回含まれていますけれども、こちらはこの紙産業技術、かなり世界に向けても発信している貴重な内容のものでありますので、こちら全て移管と判断しています。

続きまして、1,477ページをお願いします。中央西林業事務所です。130番からページをめぐって136番までが平成30年の7月豪雨による災害復旧に関する文書として、二次選別、公文書館としては移管としたんですけども、所属の方は「事業主体が市町村であるということから廃棄」として意見が相違しています。

同じく1,493ページが須崎林業事務所。102番に袖の川線の災害復旧に関するファイルがあったんですけども、こちら意見相違となっております。実際に現物を確認してみますと、ファイルのタイトルには「災害復旧」となっているんですけども、日付が6月19日から20日ということで、7月豪雨に係る期間ではないと、対象から外れる期間であるということから、現物確認後、二次選別結果を廃棄に修正しました。

以上16,842冊、うち移管と判断したファイルは207冊になります。ご審議をお願いします。

山岡会長 それでは、渡部委員、依田委員からご意見をお願いします。

渡部委員 一次選別と二次選別の違いの部分についての判断は、公文書館の判断に同意をいたしますし、修正につきましても、お話を聞いたり、現物を見ましたけれども、その修正で問題ないかと思えます。

意見としては一点だけでありまして、1,271ページ80番「紙生産実態調査」というのがございます。和紙の関係は高知では外せないお話でありますけれども、これは各紙業のメーカーとか業者の様々な製品あるいはそれに関係する機器の状況だとか総合調査です。これは産業振興計画の中で調査が始まったものです。

国へも色々提出するデータの元データなんですけれども、国へ提出するデータでは、地元では政策が展開できないから、更に詳細なものを調べようということで、平成28年度から始まったようであります。28年度、29年度調査については資料が残っておりませんので、この30年度を残すしかないということで、これは残すのが適当だと思います。ただ、これは企業毎の売上げというものもありますので、かなり取扱いには注意を要する、公開をするについては、吟味を要するということを付記して、この一点だけが残してはいかかかと思う資料でした。以上です。

山岡会長 依田委員をお願いします。

依田委員 はい。それでは、報告します。865ページをお願いします。

山岡会長 843ページの10番、11番は？

依田委員 そのままで大丈夫です。

865ページ48番。先ほどお話が出ましたけれども「総務委員出先機関調査」。これについては、中身を見たところ、委員会に提出したものに追加質疑の文書もあったので、公文書館の言うとおりの移管で問題ないと思います。総務委員会とか議会に提出したものは、議会から移管になればいいんですけれども、ならないようなので、個々の出先機関から移管になるしかないのかなと。あるいは本庁の取りまとめ課から移管になればいいんですが、それもなかなかならないようなので、出先機関から移管にするしかないのかなと思ったところで、48番と二つ下の50番、これについても意見は相違しておりますけれども、公文書館の意見どおりで私はいいと思いました。

次、955ページ47番をお願いします。先ほど説明がありました日本一の健康長寿県の関係で、これも公文書館の説明があったとおりで私は結構だと思います。

957ページ67番をお願いします。これも意見が相違しているものですが、これについても先ほどと同じように、業務概要とかが含まれているので、公文書館の言うとおりの移管が適当だと思います。

後は1,307ページ288番。高知高等技術学校の「訓練生募集」というものです。これについて、中身を見たところ、募集要領が入っていたので、確かに募集要領が入っていれば移管になるなと思ったところなんです。ただ、このファイル全体として見ると、訓練生を決定する際の文書で、どういう人が訓練生で受かったか個々の合格者の情報の全ての決裁の書類が付いていて、その参考資料として募集要領が付いていたということなので、必要な募集要領が、別にその募集要領を決めたときの資料として決裁文書とか残っていれば、それが移管でいいんですが、それがないということなので、やはりこれは、これを移管するしか残る方法はないということで、それならばこれは移管でいいと考えたところですよ。

後は1,441ページ46番。森林技術センターの外部評価会。これも中身を見たところ、その評価結果とか色々入っていたので、公文書館の言うとおりの移管で問題ないと思ったところですよ。

1,472ページ52番。これも意見が相違しているものですが、やはりこれも同じように、議会に提出した業務概要とかが入っていたので、公文書館の言うとおりの移管で問題ないと思ったところですよ。

その次1,477ページ130番から1179ページの144番。それと、そのちょっと下の147、148、149。これについては全て一緒に、先ほど公文書館から説明があったとおりで、移管でいいと思ったところですよ。以上です。

山岡会長 1,713ページ2番。これも議会に提出したのだから同じということでよろしいですか。

はい。それでは順次やっていきたいと思います。

843ページ10番、11番ですね。これはセットだから11番も残すと。

依田委員 10番は移管で、11番は廃棄で。

山岡会長 10番は移管で11番は廃棄でいいんですか。

次が865ページ48、50。

50番は残すと。

依田委員 はい。

山岡会長 48と50を残して、49と51は廃棄？

依田委員 はい。

山岡会長 廃棄と。

次が955ページ47番。概要が書かれているので残すべきだということで残すと。

次が1,271ページ80番。紙の生産ということで、総合調査がなされているので貴重な資料であるということで残すと。ただ、企業の売上げが書かれてるので、閲覧とかには配慮が必要というご意見ですね。ということで残しましょう。

次が1,307ページ288番。これ誰が受かったというのまで載っている訳ですかね？

誰が落ちたというのは書いてない？

依田委員 そこまではちょっと。

山岡会長 そこは大丈夫ですか。受かった人なら別にいいでしょう。残しましょう。

次が1,441ページ46番。林業は貴重なのでこれは残すということにしたいと思います。

次が1,472ページ52番。議会の委員会に報告した文書ということで残しますと。

次が7,477ページ130から144番まで。これは平成30年の災害に対するものだから残しましょうということでよろしいですかね。

1,479ページ147、148、149。これも平成30年の災害に関することだから同じように残しますと。

1,713ページ2番。これも議会の委員会に報告した文書ということで残しましょうというですね。はい。

これで、1冊終わったということですかね。もう1冊残っております。

1回休憩を入れましょうか。時間が迫っていますので、この時計で10分までということに休憩します。

<休憩>

山岡会長 それでは再開いたします。

それでは次は、公営企業局を。

公文書館（宅間館長） はい。

山岡会長 どうぞ。

公文書館（宅間館長） おそれ入ります。資料4の「一次選別と二次選別の結果が相違しているファイル一覧」の3ページ目22番、957ページ67番、まだ結論の方が出てないものがございますので、こちらの方をよろしくお願いします。

山岡会長 はい。これは同じように県の議会の委員会に出した資料ということで残すということでよろしいですか。

各委員 （了承）

山岡会長 はい。

次に公営企業局をお願いします。

公文書館 こちらのもう一つの10センチファイルで、公営企業局の施行日前ですけれど、こちらはもう全て1,248冊、廃棄としており、移管としたファイルはありません。

ご審議をお願いします。

山岡会長 渡部委員をお願いします。

渡部委員 公文書館の判断に異存ございません。

依田委員 はい。私からも特にありません。

山岡会長 それでは廃棄ということで。

その次、教育委員会をお願いします。

公文書館 施行日前の教育委員会の選別結果です。

1,918ページの教育政策課ですけれども、300番から一番最後の312番まで高知大学の教育学部との連携事業に関するファイルがあります。こちらそれぞれ個々のファイルで内容は少しずつ異なりますけれども、大体、主なものとしましては、高度専門職業人養成としての教員養成に特化した専門職大学院、高知大学教職大学院の設置に関するファイルとなっております。そういった関係のものを全て移管としました。

続いて2,009ページをお願いします。生涯学習課になります。39番から44番までが「施設利用者数」となっておりますけれども、平成20年度から平成24年度までの直営及び指定管理施設の利用者数をまとめたもので、対象となるのが、県立図書館、県立青少年センター、塩見記念青少年プラザ等が対象施設となるんですけれども、確認しましたところ、こちらのファイル以外に、こういった施設の利用者数の統計というのが分かるものがないということから、これら全てを移管としました。

以上、3,006冊、うち移管と判断したファイルは164冊となります。ご審議をお願いします。

山岡会長 渡部委員、依田委員からご意見をお願いします。

渡部委員 はい。この教育委員会関係では3点ほど気になるものがございます。

まず1,977ページ395番「全国へき地教育研究大会」なんですけれど、これは高知大会で高知で全国大会が行われたというものでありますし、中身を見ますと、当時のパンフレット等が丁寧にとじられておりまして、これは記念大会としてぜひ残してもらいたいと思います。

それと2,057ページ1番、2番に、「学力向上関係文書」、「入試関係文書」というのがございます。これは、当時の入試問題をとじたものでありまして、入試結果によって、この入試問題は意図が果たされたのか、あるいは今後の入試問題を作るに当たってはどうかという意見書も付いておりまして、この時代の入試問題、そして将来を見据えた入試問題の改良ということの資料として、これは重要だと思います。ただ、これがあまり外に見られますと、入試を作る側としては大変なことになりますので、これも取扱いはかなり慎重にやりながらですけれども、歴史的文書になることは間違いないかと思ひまして、この2点は取扱いを注意しながら残してもらいたいと思いました。以上です。

山岡会長 依田委員をお願いします。

依田委員 はい。それでは2,077ページ4番。これも先ほどから出ている「総務委員会」ということで、議会に提出した資料プラス議事メモということで、公文書館の意見どおり移管で問題ないと思います。

それと同じものが後2点ありまして、2,087ページ65番と2099ページ9番、この3点とも同じ総務委員会のもので、公文書館の意見どおり移管で問題ないと思います。

以上です。

山岡会長 それでは順次やっていきます。まず1,977ページ395番。先ほどのお話で、全国大会は高知でやられたということですから残しましょうということで、よろしいですね。

次が2,057ページ1番、2番。入試の問題というのは世相を表すという意味では、長く経った後で見たら、当時の貴重な資料になるという反面、入試問題ですから使いまわしが効かなくなるということですが、これは県立高校？

公文書館 県立中高です。

山岡会長 あんまりそういうのを使いまわしのために秘密にしてもしょうがないですから。これも残すということにしましょう。

それから、意見が相違するものということで、2,077ページ4番、2,087ページ65番、2,099ページ9番、これはもう従前からの方針ということで委員会の報告文書ですから残すということにしたいと思います。以上でよろしいですかね。

各委員 （了承）

山岡会長 はい。

それでは次は県立学校をお願いします。

公文書館 施行日前の県立学校の選別結果です。2,134ページをお願いします。室戸高校になります。189番「会議録」を移管としています。これまで職員会議録というタイトルだったり、会議録というタイトルだったりそれぞれ学校によって違うんですけども、学校行事の概要や校内の動き、取組、スケジュール等が分かるファイルに移管としておりましたが、色々この公文書管理委員会に諮問するに当たって、こちらから質問を投げかけると、学校によって文書の編さん方法が異なったり、電話連絡で全校の状況というのを全て把握するのが非常に困難な状況でした。

質問の投げかけ方によって、相手の受け取り方とか答え方も違っているので、それで移管と廃棄が判断が分かれるのが危険なこともあり、今回目録に掲載された「職員会議録」、タイトルが多少違ったとしても職員会議録であるということが確認できたものは、全て移管とし、まず当館でその文書内容を確認し、今後の選別の方針等を検討していきたいと考えています。そういった意味で今回目録を上げてきた県立高校全てに、その旨も説明した上で、今回は全て移管とさせてくれと。その内容をこちらで、もう1回検討させて欲しいということをお伝えした上での移管としています。

続いて2,503ページをお願いします。山田特別支援学校です。79番から次のページの1,504ページ85番まで「指導要録」があります。これまで指導要録は、比較的昭和初期であったり、古いものは明治のものもあったんですけども、ある程度連続した期間のもので、その地域の拠点となるとか特性があるというところ、専門学科が設置しているとかそういった点を重視して移管としていたんですけども、こちら、昭和62年から平成5年までと、期間としては短いものですが、これまで特別支援学校の指導要録の移管実績がなく、こういった特別支援教育に関する状況が分かる文書として移管と判断しています。

以上8,716冊、うち移管と判断したファイルは225冊となります。ご審議をお願いします。

山岡会長 渡部委員お願いします。

渡部委員 特に意見ございませんが、学校関係はプライバシーとか病歴だとかかなり慎重に扱わなければならない資料が多いもので、移管となって以降の扱いについては十分吟味をしていく必要があると思います。それと今回の動きでいきますと、とにかく学校関係は表題と中身が学校によってバラバラでして、なかなか選別をしにくいところがあるんですけど、今回その会議録を全部移管をして、今後の方針を立てるということをやるということは、会議録だけではなくて他の部分にもいろいろ影響を与えたいと思大変いい試みだと思います。

山岡会長 依田委員お願いします。

依田委員 はい。1点だけお願いします。2,210ページ43番、一番上ですが、これについては、名称が、今ここに書いてあるのとは何かちょっと違って「学校経営計画評価」とかそういうファイル名でしたが、これについては、実施機関については「本庁に出している資料だから、本庁からもらえば」ということなんですが、本庁には余り残ってい

ないということで、やはり残っているところから移管してもらえないということで、これは公文書館の意見のとおり、ここから移管が適当だと思ったところです。以上です。

山岡会長 これは名称はどっちが正しいですか。

公文書館 正しくは「H26学校経営計画・評価」という背表紙に書いてありましたので、「修正ファイル一覧」に書いてあるとおりとなります。

山岡会長 県の方に残ってない可能性もあるので残しましょうということで、それではよろしゅうございますかね。はい。

それでは次が各種委員会をお願いします。

公文書館 まず施行日前の選挙管理委員会ですけれども、こちらは全て48冊廃棄としており、移管としたファイルはありません。ご審議をお願いします。

渡部委員 特にございません。

依田委員 選挙管理委員会については特にありません。

山岡会長 それでは次が。

公文書館 次は人事委員会ですね。施行日前の人事委員会2,585ページ8番と9番、それから2,587ページ47番、いずれも「例題公表」となっておりますが、こちら全て職員の採用試験問題に関するファイルであり移管としています。

以上100冊、うち移管と判断したファイルは9冊となります。ご審議をお願いします。

山岡会長 渡部委員をお願いします。

渡部委員 特にございません。

山岡会長 依田委員をお願いします。

依田委員 はい。2,586ページ31番「任用候補者名簿」。これは国の場合は移管になっておりますので、今回県の人事委員会に聞いたところ「これについては県庁の人事課で全てそういうものは保管している」ということで、そちらから確実に移管していただくということで、これについては廃棄のままで問題ないと考えてところです。以上です。

山岡会長 はい。しかしこの例題公表という名前はいかがなものでしょうかね。こんなタイトルを付けて、各学校でそのタイトルが違うということは、前から問題になってましたけどね。はい。よろしゅうございますか。

各委員 (了承)

山岡会長 では次をお願いします。

公文書館 続いて施行日前の労働委員会事務局の選別結果となります。

2,597ページ65番から69番まで、労働委員会それから労働争議の調整、不当労働行為の救済申立てに関するファイルであり移管としました。

以上71冊、うち移管と判断したファイルは7冊になります。ご審議をお願いします。

山岡会長 渡部委員をお願いします。

渡部委員 特に意見ございません。

山岡会長 依田委員をお願いします。

依田委員 私も特にありません。

山岡会長 はい。それでは原案どおりとします。次、お願いします。

公文書館 続いて収用委員会事務局です。こちらは2,599ページですけれども、収用委員会の業務概要に関する13番のファイル。続きの2,600ページの表彰・褒章に関するファイルを移管としました。

以上25冊、うち移管と判断したファイルは2冊となります。ご審議をお願いします。

山岡会長 渡部委員をお願いします。

渡部委員 特に意見ございません。
山岡会長 依田委員お願いします。
依田委員 私からも特にありません。
山岡会長 はい。それでは原案どおりとします。

次は公立大学法人をお願いします。

公文書館 はい。施行日前の公立大学法人の選別結果です。2,636ページをお願いします。こちらは昨年度もありましたけれども、高知県立大学の522番「高大接続改革を軸とする大学改革プロジェクト委員会」というファイルがあります。国が推進する施策ではありますけれども、こちらに県立大学で行った委員会の議事録や配布資料等が含まれています。そのため移管と判断しました。

以上1,616冊、うち移管と判断したファイルは10冊となります。ご審議をお願いします。

山岡会長 渡部委員お願いします。
渡部委員 意見ございません。
山岡会長 依田委員お願いします。
依田委員 特にありません。
山岡会長 はい。それでは原案どおりとします。

次が施行日後の本庁です。お願いします。

公文書館 続いて施行日後の知事部局本庁の選別結果となります。2,723ページをお願いします。南海トラフ地震対策課です。今回、施行日後というのは令和4年に作成した1年保存の文書がほとんどになっているんですけれども、この南海トラフ地震対策課のように、南海トラフ地震対策行動計画等を全て移管としているんですが、施行日後のこういった1年保存の文書というのは、各所属が作成する成果品に該当するものが非常に多くなっております。監査等で、それぞれの所属が毎年作っている計画物ですとか冊子、年度を変えて違うものを作っているときに、移管するということで登録をお願いしているんですけれど、そういったことが大体浸透してきて、こういうふう to 成果品が確実に毎年、館に移管されるという流れができていけるのかなというふうに思っております。

続いて2,869ページをお願いします。今回その1年保存の中でも公園上下水道課の11番、意見相違があるものなんですけれど、ちらほらと、新型コロナウイルスに関する文書というのが出てくるようになりました。この公園上下水道課と同じように、国からの通知文書をそのまま同じ内容を課から他団体に発出したということなので、所属としては「特に県独自のものではない」ということから廃棄としていますけれども、当館としてはコロナに関する文書というのは、周知したのではなくこちらから発出したものということであれば、現在、移管としておりまして、意見相違しているんですけれど、こういったものが、少しずつこれからは施行日後で出てくるんだろうなというところです。

以上2,134冊、うち移管と判断したファイルは49冊となります。ご審議をお願いします。

山岡会長 渡部委員お願いします。
渡部委員 特に意見ございません。
山岡会長 依田委員お願いします。
依田委員 はい。それでは2,795ページ70番。これは「新型コロナウイルス感染症対策関連支援」ということで、ここには「広報・HP更新等」と書いてありまして、中身を見たところ、広報とホームページ更新だけではなくて、色々な議員への対応とか、県民

への対応とか、色々な文書が含まれていたんで、やはりコロナについては移管ということで、これは移管が適当だと思ったところです。

それともう1点。先ほど言いました2,869ページ11番。これも新型コロナの関係ですが、これは内容を拝見したところ、原課は「特に内容は何も無い」と言っていたんですが、実際のものを見たら結構色々なことが書いてあったので、やはりこれは公文書館の意見どおり移管が適当だと考えたところです。以上です。

山岡会長 まず2,869ページ11番については、色々なものが入っているということで残すということと、それから依田委員がおっしゃる2,795ページ70番も議員とか県民に対するものも含まれているので、表題とちょっと中身が違うけれども、これもコロナですから残しましょうということで、この二つを残しましょうということでよろしいですかね。はい。

では次、出先をお願いします。

公文書館 続いて施行日後の出先機関の選別結果についてご説明します。2,977ページをお願いします。中央児童相談所になります。40番に「業務概要（冊子）」というのがあるんですけども、これはホームページにも公開されておりますが、中央児童相談所と幡多児童相談所の業務事業の実施状況、相談ケースを含めた統計資料であるため移管と判断しました。

以上2,741冊うち移管と判断したファイルは56冊になります。ご審議をお願いします。

山岡会長 はい。渡部委員をお願いします。

渡部委員 公文書館の判断に特に異論はないんですけども、1点だけ、2,897ページ47番「東京黒潮会」というのがありまして、ここら辺に関東での県人会関係が並んでいるんですけど、この黒潮会はこの年に幾つかの県人会と統合したということの記録もこの中に含まれておりますので、この変化はとっておいた方がいいと思ひまして、この1冊を移管でお願いしたいと思ひます。以上です。

山岡会長 依田委員をお願いします。

依田委員 私からは特にありません。

山岡会長 2,897ページ47番。どうでしょうか。このときに組織変更が行われたということですか。

渡部委員 はい。

山岡会長 節目の年だということで残しましょうということですね。残すということでよろしいですかね。はい。

では次、公営企業局をお願いします。

公文書館 施行日後の公営企業局の選別結果です。こちら121冊全て廃棄としております。ご審議をお願いします。

山岡会長 渡部委員をお願いします。

渡部委員 異存ございません。

山岡会長 依田委員をお願いします。

依田委員 特にありません。

山岡会長 はい。それでは原案どおりとします。

次が教育委員会をお願いします。

公文書館 はい。施行日後の教育委員会事務局の選別結果です。3,136ページをお願いします。こちら毎年のことですが、特別支援教育課の19番「学校要覧」が県立の特別支援学校の概要が分かる冊子ということで移管としています。

以上777冊、うち移管と判断したファイルは1冊となります。ご審議をお願いします。

山岡会長 渡部委員お願いします。

渡部委員 異存ございません。

山岡会長 依田委員お願いします。

依田委員 特にありません。

山岡会長 はい。それでは原案どおりとします。

次は県立学校をお願いします。

公文書館 はい。施行日後の県立学校の選別結果です。3,265ページをお願いします。

3,265ページが高知東工業高校になるんですけれども、こちらの48番「会議録」とあります。施行日前と同様に移管としているんですけれども、このように会議録の保存期間の設定も学校によってまちまちだったり、タイトルもあるんですけれども、こちらも合わせて施行日前、後合わせて会議録というのを網羅して、全て移管としております。

以上6,807冊、うち移管と判断したファイルは34冊となります。ご審議をお願いします。

山岡会長 渡部委員お願いします。

渡部委員 特にありません。

山岡会長 依田委員お願いします。

依田委員 特にありません。

山岡会長 しかし、会議録を1年で廃棄してしまうのは、次に来た校長先生はどうやって、学校の最近の運営を知ることになるんですかね。最初に校長先生はきっとこれを見たがりますよね。それをもう翌年に1年経ったらなくなっているというのは、かなり困りますよね。これは何とかならんのですかね。「会議録1年の廃棄は再検討していただませんか」というのを、何らかの形で働きかけていただければ、ミスって捨てたら終わりですからね。

提案どおりということではよろしゅうございますね。はい。

次は、各種委員会をお願いします。

公文書館 はい。まず、選挙管理委員会につきましてはこちらは2冊ですけど、全て廃棄です。ご審議をお願いします。

山岡会長 原案どおりでよろしいですかね。はい。

各委員 (丁承)

山岡会長 はい。それでは原案どおりとします。

次が人事委員会。

公文書館 はい。人事委員会が3,593ページですけれども、こちらこれまで同様、人事委員会の業務概要、それから給与制度の推移等の冊子があるんですけれども、こちらさっきお伝えしましたように、成果品となっているものをこちらに移管しています。

以上16冊、うち移管と判断したファイルは6冊になります。ご審議をお願いします。

山岡会長 渡部委員お願いします。

渡部委員 特にありません。

山岡会長 依田委員お願いします。

依田委員 特にありません。

山岡会長 それでは原案どおりとします。

次、労働委員会をお願いします。

公文書館 はい。労働委員会、こちら3,595ページにありますが、こちら毎年8番

「労働委員会活動記録」ですね。実際のどういう相談があったかという内容が分かる冊子に移管としています。

以上11冊、うち移管と判断したファイルは1冊となります。ご審議をお願いします。

山岡会長 渡部委員お願いします。

渡部委員 ありません。

山岡会長 依田委員お願いします。

依田委員 特にありません。

山岡会長 それでは原案どおりとします。

次は収用委員会をお願いします。

公文書館 はい。収用委員会は、こちら全て6冊廃棄です。ご審議をお願いします。

山岡会長 渡部委員お願いします。

渡部委員 意見ありません。

山岡会長 依田委員お願いします。

依田委員 特にありません。

山岡会長 それでは原案どおりとします。

次は公立大学法人をお願いします。

公文書館 はい。最後の施行日後の公立大学法人ですが、3,600ページをお願いします。

高知県立大学の19番それから29番、30番に文部科学省への新型コロナ感染者数の報告に関する文書があり、これらに移管としました。

以上64冊、うち移管と判断したファイルは3冊となります。ご審議をお願いします。

山岡会長 渡部委員お願いします。

渡部委員 意見ございません。

山岡会長 依田委員お願いします。

依田委員 特にありません。

山岡会長 それではコロナ関係は残すということで、原案どおりとします。

事務局（法務文書課小谷補佐） 会長。すみません。別表に追加がありますので、時間をいただけますでしょうか。では5分。

山岡会長 はい。

<議事再開>

山岡会長 それでは、今回諮問された全ての実施機関の保管公文書ファイル名目録について審議が終了しましたので、当委員会としての答申について、【資料5】の答申案をベースに検討します。

答申案の差し替えを事務局が今配布しました。

事務局（法務文書課小谷補佐） すみません。今配っている別紙の「理由」欄については、また後日改めて各委員に確認をお願いしますので、この場ではファイル名の確認をお願いします。

<別紙確認>

福島副会長 依田委員から指摘があった256ページ82番ですが、97番と合わせて残すということですか。

山岡会長 82番は元々残すという意見で、97番を追加で残しましょうという意見です。

福島副会長 失礼しました。

山岡会長 はい。それでは別紙1が「移管が適当」と、それから別紙2が「廃棄が適当」という意見で、【資料5】の答申本文に付けて、当委員会として答申することとし

てよろしいでしょうか。先ほど言ったように理由は後から付けるということで。

事務局（法務文書課小谷補佐） すみません。一点訂正です。別紙2の「歴史公文書等に非該当」の左の端の「分類」の一番下のところが「出先機関」になっているのは「本庁」ですので、別紙2の左端の一番下の「出先機関」を「本庁」に修正をさせていただきます。

山岡会長 それでは、このようにして答申するという事でよろしゅうございますね。

各委員 （了承）

事務局（法務文書課小谷補佐） 答申案は会長と協議の上、決定し、公文書館長に答申書を発出させていただきます。また、答申書の写しは各委員に送付させていただきます。どうもありがとうございました。

山岡会長 それでは、その他に移ります。議事はこれで終了して、「第2回公文書管理委員会の日程について」、事務局から説明をお願いします。

事務局（法務文書課小谷補佐） 次回につきましては、令和5年度の第3回委員会において日程調整させていただいたとおり、来月8月6日の火曜日の14時から16時30分に開催をさせていただきます。

依田委員及び渡部委員におかれましては、今回と同様に、事前に歴史公文書該当性の確認をお願いすることになりますので、前日と当日の午前中の予定の確保をお願いします。

また、議事録につきましては、今回と同様に、第2回委員会の資料になりますので、事務局で議事録を整理した後、各委員にご確認いただくこととさせていただきます。

山岡会長 よろしいでしょうか。

次回の開催に当たっては事務局から開催通知をお願いします。

それではこれで本委員会を終了したいと思います。

長時間お疲れ様でした。

▲▲▲（終了）▲▲▲